

社会福祉法人平成会 女性の活躍推進に関する行動計画

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づき、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日までの5カ年
2. 目標と取組内容・実施時期

目 標：男性職員、女性職員ともに平均継続勤務年数14年以上を目指す。

<取組内容>

- 令和4年4月～ 退職理由等の現状分析及び課題の検討を行う
- 令和5年4月～ 休暇・休業制度の取得状況の分析、周知、課題の検討を行う
- 令和6年4月～ 離職防止に関する方策を検討する
- 令和7年4月～ 働き続けることができる職場づくりの検討を行う
- 令和8年4月～ 目標達成に向けた施策及び業務体制の検討を行う

（参考）現状の男性職員の平均継続勤務年数12年1か月
現状の女性職員の平均継続勤務年数13年9か月

社会福祉法人平成会「女性の活躍推進に関する行動計画」
の策定について（お知らせ）

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づき、職業生活と家庭生活を両立させるために必要な環境を整備することを目的に、令和4年度から8年度を期間とする5か年間の行動計画を、別記のとおり策定し、実施するとともに、以後、継続的に見直しを図ることとする。

令和4年5月30日

社会福祉法人 平成会

理事長 安道光二